平成 25 年５月 22 日

各　位

会　社　名　株式会社 ジーエス･ユアサ コーポレーション
代　表　者　取締役社長　　依田　誠
（コード番号　6674）
問 合 せ 先　取締役　コーポレート室長　　中川　敏幸
（TEL.075-312-1211）

当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続的導入について

当社は、第７期事業年度に係る 2011 年６月 29 日開催の当社定時株主総会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第３号本文に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（会社法施行規則第 118 条第３号ロ（２））として、有効期間を同株主総会終結後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現行プラン」といいます。）を継続的に導入いたしました。当社は、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における平時の買収防衛策のあり方につき、その後も検討を進めてまいりました。

そこで、上記のとおり、現行プランの有効期間は、2013 年３月期の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとされているため、現行プランは、第９期事業年度に係る当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって失効することになりますが、この現行プランの失効に先立ち、当社は、本日開催の当社取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上のための取り組みとして、当社に対する不適切な買収等を未然に防止することを目的として、現行プランを一部改訂し、継続的に導入することを決定いたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします（以下、改訂後のプランを「本プラン」といいます。）。

なお、本プランにおける現行プランからの主な変更点は、以下のとおりです。

（１）　意向表明書（下記三２．（２）「本プランの発動、不発動に係る手続」②に定義されます。）の提出について規定したこと

（２）　本必要情報（下記三２．（２）「本プランの発動、不発動に係る手続」③に定義されます。）を見直したこと

一　当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値、株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えています。

株式公開会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、特定の者の大規模な買付け行為に応じて当社株式を売却するか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものだと考えております。なお、当社は、当社株式について大規模な買付けがなされる場合、これが当社の企業価値、株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながらその一方で、企業買収の中には、その目的等から見て重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、買収提案の内容や買収者自身について十分な情報を提供しないもの、被買収会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を株主に提供するための時間的余裕を与えないもの、被買収会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議、交渉を必要とするものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉ならびにお客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値、株主共同の利益を確保、向上させることはできません。特に、当社の企業価値の源泉は、①信頼と実績に基づく技術開発力と市場開発力、②リチウムイオン電池事業を支える高度な技術開発力、③長年の実績ならびに上記①および②の技術力を背景に、仕入先、販売先等、関係者とのパートナーシップが支えるブランド力と高い競争力、④当社の企業理念を十分に理解し、高度な技術力を維持伝承する従業員の存在であると考えており、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大規模な買付けを行なう者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値、株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値、株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模な買付けに対しては必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値、株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

二　基本方針の実現に資する特別な取り組み

１．　当社の企業価値の源泉について

当社は、国内の電池電源メーカーを代表する日本電池株式会社と株式会社 ユアサ コーポレーションが、2004 年に経営統合を行なうことにより設立されました。

当社は、2004 年の設立以来、企業理念である『革新と成長』のもと、コアテクノロジーである蓄電技術をベースとした製品開発、次世代技術の開発、国際競争力の強化および経営革新と経営効率化を推進し、グローバル企業として絶え間ない成長を目指してまいりました。

当社といたしましては、引き続き、電池で培った先進のエネルギー技術で世界のお客様へ快適さと安心をお届けしていくという経営ビジョンを実現し、企業価値、株主共同の利益の最大化を追求してまいります。

当社の企業価値の源泉は、具体的には、以下の点にあると考えております。

①信頼と実績に基づく技術開発力と市場開発力

当社は、基幹事業である電池電源装置を中心とする電気機器事業を積極的に展開してまいりました。1895 年、日本で初めて鉛蓄電池を製造して以来、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池等、総合二次電池メーカーとして先進的な技術開発に取り組み、製造、販売を行なってまいりました。これらの技術はすべて、当社のコアテクノロジーである蓄電技術を進化させると共に、お客様の様々なニーズに柔軟に対応し、社会に求められる製品を常に提供してきた結果として生み出されたものです。そして、かかる技術力のさらなる向上には、現在に至るまで不断に達成されてきた進化の過程等に対する十分な理解が不可欠であると考えております。

当社といたしましては、今後もかかる技術力をさらに向上させ、幅広い分野へ発展させていくことが企業価値を維持、向上させていくために、極めて重要な要素であると考えております。

②リチウムイオン電池事業を支える高度な技術開発力

現在の環境対応型社会への移行に伴ない、リチウムイオン電池が注目されております。リチウムイオン電池は、電気自動車、ハイブリッド自動車といった車載用に利用が拡大され、環境対応型社会においては不可欠な電池となっています。また、当社は、環境対応型企業を目指して、早くから産業用途分野における大型リチウムイオン電池の開発、製品化を推進しており、航空、宇宙、無人搬送車や鉄道用回生エネルギー吸収システム等の産業用途で実用化されています。

このような次世代電池技術は環境対応型社会に不可欠なものであり、その重要性は今後もさらに増していくものと考えております。そして、かかる技術力のさらなる向上には、現在に至るまで不断に行なわれてきた研究開発から実用化までの過程等に対する十分な理解が不可欠であると考えております。

当社といたしましては、かかる技術を実効的に発展させていくことが、今後も企業価値を維持、向

上させていくために、極めて重要な要素であると考えております。

③関係者とのパートナーシップが支えるブランド力と高い競争力

当社は、国内のみならず中国、東南アジア、オセアニア、北米、欧州等の諸外国においても、製品の製造、販売、アフターサービスを行なっております。これらの体制を支えていくためには、海外合弁パートナーや取引先との信頼関係を継続的に維持し、発展させていくことが重要です。当社は、長年にわたりこれら関係者とのパートナーシップを醸成し信頼関係を構築することでブランド力を維持向上させ、また国内外において高い競争力を生み出しております。そして、かかるブランド力と高い競争力を維持向上させるためには、それを支える関係者とのパートナーシップおよび信頼関係を構築してきた経緯や、その重要性に対する十分な理解が不可欠であると考えております。

このように当社は、今後も企業価値を向上させるためにブランド力の向上とグローバルパートナーシップの強化に努めることが極めて重要であると考えております。

④当社の企業理念を十分に理解し、高度な技術力を維持伝承する従業員の存在

当社の企業理念は、『革新と成長』であり、これは、旧来の制度、方法、習慣にとらわれない業務プロセスの刷新、新技術の開発、新市場への参入等を通じて「革新」を生み出し、その結果、企業価値を向上させ、継続した「成長」を目指すものです。また、当社は高い技術力を支え、向上させる経験、ノウハウを有する従業員を継続的に育成し、その能力が存分に発揮されることを可能とする企業文化のもと、高度な独自技術を維持伝承し、一体となって事業を継続してまいりました。このように、当社では、人材は企業力の源泉であると考えており、当社の企業理念を十分に理解し、高度な技術力やノウハウを共有し、維持伝承していく従業員の存在は、当社がその企業価値を将来にわたり向上させていくために極めて重要であります。

２．　当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上のための特別な取り組みについて

当社は、2013 年度で 2004 年の経営統合から 10 年が経過する節目を迎えます。当社は、経営統合以来、経営の効率化、事業構造や組織体制の改革に取り組み、基幹事業である自動車電池事業、産業電池電源事業、海外事業の収益基盤の改善を実現いたしました。とりわけ海外事業においては、成長著しいアジア市場を中心に拡大基調を継続し、現在も堅調に事業が拡大しております。

また、当社は、新規事業としてリチウムイオン電池事業を育成するために、先行開発を進め事業化へ展開してまいりました。自動車用途では有力なパートナーと連携して量産体制を整備し、販売を開始しております。産業用途では宇宙、航空、鉄道など様々な分野で新規開拓に取り組み着実な拡大につなげております。

現在、低環境負荷、低炭素化に向けた環境対応型社会への転換ニーズが一層高まってきており、当社が長年培ってきた電池電源技術は、環境対応型社会を拓くための最も重要な技術のひとつです。他

方、既存事業においても新興地域での経済成長に伴なうオートバイ・自動車の普及、社会インフラの整備充実による電池需要の拡大が期待されます。

このように、中長期的にわたり世界的な蓄電池需要の拡大が見込まれる中、当社は、既存事業の収益力を強化し、海外事業およびリチウムイオン電池事業の拡大を推し進めるとの成長シナリオを変更することなく、社会、環境に貢献するグローバルな高収益企業グループを形成することが、企業価値の向上、株主共同の利益の最大化につながるものと考えております。当社は、世界のお客様へ快適さと安心を提供するエネルギー・デバイス・カンパニー「新生ＧＳユアサ」を目指して、事業領域の拡大と継続的成長を実現するため、特に以下の諸施策に重点的に取り組んでまいります。

（ⅰ） 健全なグループ経営の追求のために、コンプライアンスの徹底に向けた体制および制度の充実や、事業経営のモニタリングの強化と迅速な意思決定、省資源、省エネルギーによる環境貢献のために、従業員に対する継続的な教育や人材の育成、グループ経営体制の構築、強化に取り組みます。

（ⅱ） リチウムイオン電池事業を新たな基幹事業として確立させるために、事業基盤を整え競争優位性の強化を推進します。環境対応型社会へ向けたリチウムイオン電池への期待は益々高まっている一方、競争は一層厳しくなるものと思われます。社会の期待に応え競争に打ち勝つために、供給体制、顧客サービス体制を整え、品質およびコスト力の向上、次世代電池や周辺システムの研究開発を増進し、継続的優位性の構築を図ってまいります。自動車用途のみならず、通信、航空、鉄道、運輸など急速に拡大する様々な産業用途においても、これまで蓄積した技術、ノウハウ、信頼を活かしながら、次世代基幹事業への成長を目指し取り組みます。

（ⅲ） 海外成長市場を基軸としたグローバル展開を加速させるために、今後も引き続き需要拡大が見込まれる中国、東南アジア市場での事業基盤を固め、新興地域ならびに巨大市場への地域戦略を推進してまいります。1960 年代から長年にわたり培ってきた海外事業における経営ノウハウならびに海外における合弁パートナーやお客様との信頼関係およびグローバルなブランド力を礎にして、地域別マーケティング機能を強化し、それぞれの地域ニーズに適した新製品の開発、投入やラインナップの充実、生産拠点の最適化、品質および生産性の向上、販売、サービス拠点の整備拡充を図り、自動車電池および産業電池の事業拡大と収益性の向上に取り組みます。

（ⅳ） 既存事業のさらなる収益体質向上のために、当社グループが保有する既存の電池電源事業分野における高い技術力を背景として、変化する社会とお客様のニーズに適合した製品、サービスを継続的に提供し、生産体制の整備、供給体制の最適化、徹底した原価低減による

コスト優位性を築いてまいります。自動車電池事業においては、エコカー向け電池での高いポジションを確保するために、新車メーカーとの共同開発、提案力を強め、技術優位性の強化に取り組みます。産業電池電源事業は、低環境負荷社会ならびに防災や減災に向けた技術、製品、サービスを強化し、社会の安心と安全に貢献するために事業領域の拡大に取り組みます。

３．コーポレート・ガバナンスについて

当社グループは、企業理念『革新と成長』を通じて「人と社会と地球環境に貢献する」ことを目指し、「電池で培った先進のエネルギー技術で世界のお客様へ快適さと安心をお届けします。」という経営ビジョンのもと、グループ社員の意思統一を図っております。

また、事業運営の意思決定の迅速化を図り、海外およびリチウムイオン電池事業等、成長分野への経営資源のシフトをより確実なものとすることにより、環境対応型社会へ貢献するグローバル企業を目指してまいります。

当社グループでは、コーポレート・ガバナンスに対する継続的な取り組みが、企業価値の最大化につながると考えており、重要な経営課題として捉えています。

当社は、グループ全体の効率的な管理および適切な経営判断のために、当社、当社子会社、および当社グループ会社の職務執行状況や重要事項の報告を、定期的に当社取締役会で行なうなど、取締役会の機能強化を実施しています。

また、常勤監査役３名（うち社外監査役１名）、非常勤監査役１名（社外監査役）の計４名からなる監査役会を設置し、各監査役が取締役会やグループの重要会議で意見を述べるとともに、監査役会での情報交換や協議、当社監査室および会計監査人と連携を図ることにより、監査に必要な情報を収集し、効率的な監査ができる体制を整えています。

三　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

１．　本プランの目的

本プランは、上記一に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値、株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値、株主共同の利益に資さない大規模な買付けを行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値、株主共同の利益に反する大規模な買付けを抑止するためには、当社株式に

対する大規模な買付けが行なわれる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模な買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行なうこと等を可能とする仕組みが必要不可欠であると判断いたしました。

そこで、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一環として、本定時株主総会で株主の皆様にご承認いただけることを条件として、本プランを継続的に導入することを決定いたしました。

なお、本プランの継続的導入を決定した時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して大規模な買付けに関する提案を受けている事実はありません。当社の 2013 年３月 31 日現在の大株主の状況につきましては、別添をご参照下さい。

２． 本プランの内容

（１） 本プランの概要

① 本プランの発動、不発動に係る手続の設定

本プランは、まず、当社の企業価値、株主共同の利益が不適切な買付け等により毀損されることがないように、当社株式に対する買付け等（下記（２）「本プランの発動、不発動に係る手続」①に定義されます。以下同じ。）が行なわれる場合に、買付け者等（下記（２）「本プランの発動、不発動に係る手続」①に定義されます。以下同じ。）に対し、事前に当該買付け等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付け等についての情報収集、検討等を行なう期間を確保したうえで、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付け者等との交渉等を行なっていくための手続を定めています（その詳細については、下記（２）「本プランの発動、不発動に係る手続」をご参照下さい。）。

② 新株予約権の無償割当てと企業価値評価委員会の利用

買付け者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付け等を行なうなど、買付け者等による買付け等が当社の企業価値、株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合（その詳細については下記（３）「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、当該買付け者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該買付け者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その詳細は下記（４）「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第 277 条以降に規定されます。）により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役

会の恣意的判断を排するため、企業価値評価委員会規則（その概要については別紙１をご参照下さい。）に従い、（ⅰ）当社社外取締役、（ⅱ）当社社外監査役または（ⅲ）社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される企業価値評価委員会の判断を経ることとしています。

当社取締役会は、これに加えて、企業価値評価委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合等一定の場合（その詳細については下記（２）「本プランの発動、不発動に係る手続」⑥をご参照下さい。）には、株主意思確認総会（下記（２）⑥において定義されます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとしています。

こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしています。

本プランの継続的導入当初における企業価値評価委員会の委員には、当社社外監査役の阿部清司氏が、また、社外の有識者として上總康行氏、中久保満昭氏が、それぞれ就任する予定です（各委員候補者の氏名および略歴については別紙２をご参照下さい。）。

③　本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付け者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引き換えに、買付け者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付け者等の有する当社株式の議決権割合は、最大 50%まで希釈化される可能性があります。

（２）本プランの発動、不発動に係る手続

①　対象となる買付け等

本プランは、以下イ．またはロ．に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案[1]（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下、「買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。買付け等を行なおうとする者（以下、「買付け者等」といいます。）には、予め本プランに定められる手続に従っていただくことといたします。

イ．　当社が発行者である株券等[2]について、保有者[3]の株券等保有割合[4]が 20%以上となる買付けそ

[1] 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
[2] 金融商品取引法第 27 条の 23 第１項に定義されます。以下、別段の定めがない限り、本書において同じとします。
[3] 金融商品取引法第 27 条の 23 第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。
[4] 金融商品取引法第 27 条の 23 第４項に定義されます。本書において同じとします。

の他の取得

ロ．当社が発行者である株券等[5]について、公開買付け[6]を行なう者の株券等所有割合[7]およびその特別関係者[8]の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

② 意向表明書の提出

買付け者等は、買付け等の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付け者等の代表者による署名または記名捺印のなされたもの）および当該署名または記名捺印を行なった代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付け者等の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている買付け等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書および下記③に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

③ 買付け者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から 10 営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付け者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付け者等に対して交付いたします。買付け者等は、当社が交付した書式に従い、当社に対して、以下の各号に定める買付け等の内容の検討に必要な情報（以下、「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下、「買付説明書」と総称します。）を提出していただきます。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを企業価値評価委員会に提供するものといたします。企業価値評価委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付け者等に対し、適宜回答期限を定めたうえ、自らまたは当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付け者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

イ．買付け者等およびそのグループ（共同保有者[9]、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等（法令違反をしたことがある場合や法令遵守に関して監督官庁から指導等を受けたことがある場合

[5] 金融商品取引法第 27 条の２第１項に定義されます。
[6] 金融商品取引法第 27 条の２第６項に定義されます。本書において同じとします。
[7] 金融商品取引法第 27 条の２第８項に定義されます。本書において同じとします。
[8] 金融商品取引法第 27 条の２第７項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。本書において同じとします。
[9] 金融商品取引法第 27 条の 23 第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。

はその具体的内容等）を含みます。）

ロ．　買付け等の目的、方法および内容（買付け等の対価の価額、種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実現可能性に関する情報等を含みます。）

ハ．　買付け等の価額およびその算定根拠（算定の前提となる事実、仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容およびその算定根拠等を含みます。）

ニ．　買付け者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意および買付け者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報

ホ．　買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

ヘ．　買付け者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意（締結日、相手方およびその具体的内容を含みます。）

ト．　買付け等の後における当社や当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策

チ．　買付け等の後における当社や当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針

リ．　買付け者等と当社の他の株主との間に利益相反を生じる可能性のある場合における当該利益相反を回避するための具体的方策

ヌ．　反社会的勢力との関係に関する情報

ル．　その他企業価値評価委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、企業価値評価委員会は、買付け者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付け等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付け者等と協議、交渉等を行なうべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記⑤イ．記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告いたします。

④　買付け等の内容の検討、買付け者等との交渉、代替案の検討

イ．当社取締役会に対する情報提供の要求

企業価値評価委員会は、買付け者等から買付説明書および企業価値評価委員会が追加的に提供を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行なうために、当社取締役会に対して

も、企業価値評価委員会が定める合理的な期間内（原則として 60 日以内といたします。）に買付け者等の買付け等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものといたします。以下同じ。）、その根拠資料および代替案（もしあれば）その他企業価値評価委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提供するよう要求することがあります。

ロ．企業価値評価委員会による検討作業

買付け者等および（当社取締役会に対して上記イ．のとおり情報、資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会から情報、資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が充分になされたと企業価値評価委員会が認めた場合、企業価値評価委員会は、原則として最長 60 日間の検討期間（ただし、下記⑤ハ．に記載するところに従い、企業価値評価委員会は当該期間の延長、再延長をその決議をもって行なうことができるものとし、以下、「企業価値評価委員会検討期間」といいます。）を設定いたします。

企業価値評価委員会は、企業価値評価委員会検討期間内において買付け者等および当社取締役会から提供された情報、資料等に基づき、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上の観点から、買付け者等の買付け等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討および買付け者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行ないます。また、企業価値評価委員会は、必要があれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上という観点から当該買付け等の内容を改善させるために、当該買付け者等と協議、交渉を行なうものとし、また、株主の皆様に対して当社取締役会の代替案の提示等を行なうものといたします。

買付け者等は、企業価値評価委員会が、企業価値評価委員会検討期間において、自らまたは当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものといたします。なお、買付け者等は、企業価値評価委員会検討期間が終了するまでは、買付け等を行なうことはできないものといたします。

企業価値評価委員会の判断が、当社の企業価値、株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、企業価値評価委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものといたします。買付け者等は、企業価値評価委員会が、直接または間接に、検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものといたします。

ハ．株主に対する情報開示

企業価値評価委員会は、自らまたは当社取締役会等を通じて、買付説明書の提出の事実とその概要および本必要情報の概要その他の情報のうち、企業価値評価委員会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様に対する情報開示を行ないます。

⑤　企業価値評価委員会における判断方法

企業価値評価委員会は、買付け者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行なうものといたします。なお、企業価値評価委員会が当社取締役会に対して下記イ．およびハ．に定める勧告または決議をした場合、その他企業価値評価委員会が適切と考える場合には、企業価値評価委員会は、当該勧告または決議の事実とその概要その他企業価値評価委員会が適切と判断する事項（下記ハ．に従い、企業価値評価委員会検討期間を延長、再延長する旨の決議を行なう場合にはその期間および理由を含みます。）について、速やかに情報開示を行ないます。

イ．企業価値評価委員会が本プランの発動を勧告する場合

企業価値評価委員会は、買付け者等の買付け等の内容の検討、買付け者等との協議、交渉の結果、買付け者等による買付け等が下記（３）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断した場合、企業価値評価委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきことを勧告いたします。なお、企業価値評価委員会は、買付け等について下記（３）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その２（以下「発動事由その２」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

ただし、企業価値評価委員会は、一旦、本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までは、本新株予約権の無償取得を行なうべき新たな勧告を行なうことができるものといたします。

（ⅰ） 当該勧告後に買付け者等が買付け等を撤回した場合、その他買付け等が存しなくなった場合

（ⅱ） 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付け者等による買付け等が下記（３）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

ロ．企業価値評価委員会が本プランの不発動を勧告する場合

企業価値評価委員会は、買付け者等の買付け等の内容の検討、買付け者等との協議、交渉の結果、買付け者等による買付け等が下記（３）「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないと判断した場合には、企業価値評価委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告いたします。

ただし、企業価値評価委員会は、一旦、本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付け者等による買付け等が下記(３)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断するに至った場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施をすべき新たな勧告を行なうことができるものといたします。

ハ．企業価値評価委員会が企業価値評価委員会検討期間の延長を行なう場合

企業価値評価委員会が、当初の企業価値評価委員会検討期間終了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行なうに至らない場合には、企業価値評価委員会は、当該買付け者等の買付け内容の検討、当該買付け者等との協議、交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、企業価値評価委員会検討期間を延長する旨の決議を行ないます（なお、当該期間延長後、さらなる期間の延長を行なう場合においても同様の手続によるものといたします。）。

上記延長の決議により企業価値評価委員会検討期間が延長された場合、企業価値評価委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行なうものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行なうよう最大限努めるものといたします。

⑥　株主意思確認総会の招集、取締役会の決議

当社取締役会は、企業価値評価委員会から上記勧告を受けた場合には、これを最大限尊重して速やかに、本新株予約権無償割当ての実施または不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を行なうものといたします。

ただし、当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、(ⅰ)上記⑤イ．に従い、企業価値評価委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、または(ⅱ)ある買付け等について発動事由その２の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認総会（その定足数等は、会社法および当社の定款に基づく株主総会に準ずるものとし、以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものといたします。当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を決定した場合、実務上可能な限り速やかに株主意思確認総会を招集いたします。株主意思確認総会が開催された場合、当該株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等についての決定を行なうものといたします。また、当社取締役会は、株主意思確認総会が本新株予約権の無償割当てを実施することを否決する決議をした場合には、本新株予約権の無償割当ては実施いたしません。買付け者等ならびにその共同保有者および特別関係者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行なうまでの間、買付け等を実行してはならないものといたします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行なった場合、または株主意思確認総会において本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決定を行なった場合には、速やかに、当該決定の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行ないます。

（３） 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記（２）「本プランの発動、不発動に係る手続」⑤のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず企業価値評価委員会の判断を経ることになります。

発動事由その１

本プランに定められた手続に従わない買付け等であり（買付け等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その２

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権無償割当てを実施することが相当である場合

① 以下に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値、株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等である場合

イ． 株式等を買い占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
ロ． 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに買付け者等の利益を実現する経営を行なうような行為
ハ． 当社の資産を買付け者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
ニ． 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

② 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当社株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的による買付け等である場合
③ 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付け条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行なう

ことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付け等である場合

④　買付け等の経済的条件（対価の価額、種類、買付け等の時期、支払時期、支払方法を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当な買付け等である場合

⑤　買付け者等の提案（買付け等の経済的条件のほか、買付け等の適法性、実現可能性、買付け等後の経営方針または事業計画、買付け等後における当社の株主（買付け者等を除く。）、従業員、取引先、顧客等の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）の内容が、当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な既存の電池電源事業分野等における高い技術力や環境対応型社会に即した次世代電池における高度な技術開発力、かかる技術力を背景に醸成された取引先や海外合弁パートナーとの間の信頼関係や競争力、これらを支える当社グループの従業員との関係や当社のブランド価値、または企業文化を破壊することなどにより、当社の企業価値、株主共同の利益に重大な悪影響をもたらすおそれのある買付け等である場合

（４）　本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

①　本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下、単に「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除いたします。）に相当する数といたします。

②　割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

③　本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日といたします。

④　本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り１株といたします。

⑤　本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額は、１円を下限とし当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額といたします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ 90 日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、１円未満の端数は切り上げるものといたします。

⑥　本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日を初日とし、１ヶ月間から２ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間といたします。ただし、下記⑨ロ．に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までといたします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日といたします。

⑦　本新株予約権の行使条件

（ⅰ）特定大量保有者[10]、（ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（ⅲ）特定大量買付け者[11]、（ⅳ）特定大量買付け者の特別関係者、もしくは（ⅴ）上記（ⅰ）ないし（ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、（ⅵ）上記（ⅰ）ないし（ⅴ）記載の者の関連者[12]（以下、（ⅰ）ないし（ⅵ）に該当する者を「特定買付け者等」と総称します。）

---

[10] 「特定大量保有者」とは、原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得、保有することが当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。

[11] 「特定大量買付け者」とは、原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の２第１項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第 27 条の２第１項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）を行なう旨の公告を行なった者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第７条第１項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上になる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得、保有することが当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付け者に該当しないものとします。本書において同じとします。

[12] ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義されます。）をいいます。

は、一定の例外事由[13]が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居住者の保有する本新株予約権も適用法令に従うことを条件として、下記⑨のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

⑧　本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

⑨　当社による本新株予約権の取得

イ．当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、本新株予約権無償割当て決議で定めるところに従い、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

ロ．当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、特定買付け者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当社取締役会が定める日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、本新株予約権１個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち特定買付け者等以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引き換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様といたします。

ハ．本新株予約権の取得に関する事項については、相当性の観点から適切と考えられる場合、本

[13] 具体的には(x)買付け者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付け等を中止もしくは撤回または爾後買付け等を実施しないことを誓約するとともに、買付け者等その他の特定買付け者等が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付け者等の株券等保有割合（ただし、株券等保有割合の計算にあたっては、買付け者等やその共同保有者以外の特定買付け者等についても当該買付け者等の共同保有者とみなして算定を行なうものとし、また、特定買付け者等の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下、「特定買付け者等株券等保有割合」といいます。）が(ⅰ)当該買付け等の前における特定買付け者等株券等保有割合、または（ⅱ)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行なった買付け者等その他の特定買付け者等は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる特定買付け者等による本新株予約権の行使の条件および手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

新株予約権無償割当て決議においてイ．およびロ．以外の事項を定めることがあります。ただし、特定買付け者等が所有する本新株予約権を取得する場合には、その対価として金銭の交付は行なわないこととといたします。

⑩　合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

⑪　新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行いたしません。

⑫　その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものといたします。

（５）　本プランの有効期間

本定時株主総会において本プランが株主の皆様により承認された場合、本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までといたします。

（６）　本プランの廃止および変更等

本プランの継続的導入後、本プランの有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合、または②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、会社法、金融商品取引法その他の法令もしくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈、運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められ、本定時株主総会における本プランの承認決議の趣旨に反しない場合には、企業価値評価委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、誤字脱字の修正等形式的な修正、変更の場合を除き、当該廃止または変更の事実および（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会または企業価値評価委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行ないます。

（７） 企業価値評価委員会の設置

当社は、取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行なう機関として、企業価値評価委員会を設置いたします。本プランの継続的導入時点における企業価値評価委員会の委員は、当社社外監査役１名および社外有識者２名から構成されます（企業価値評価委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙１「企業価値評価委員会規則の概要」のとおりであり、本プランの継続的導入時点における企業価値評価委員会の委員は別紙２「企業価値評価委員会委員就任予定者略歴」のとおりです。）。

実際に買付け等がなされる場合には、上記（２）「本プランの発動、不発動に係る手続」に記載したとおり、企業価値評価委員会が、当該買付け等が当社の企業価値、株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行ない、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行なうことといたします。ただし、当社取締役会は、（ⅰ）上記２．（２）⑤イ．に従い、企業価値評価委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、または（ⅱ）ある買付け等について発動事由その２の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主意思確認総会の開催に要する時間等を勘案したうえで、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、企業価値評価委員会における手続に加えて、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものといたします。

（８） 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、2013 年５月 22 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものといたします。

四　上記各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

１． 基本方針の実現に資する特別な取り組み（上記二の取り組み）について

上記二に記載した企業価値向上のための取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値、株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定

されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。
従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

２．　基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み（上記三の取り組み）について

（１）　当該取り組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株券等に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付け者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値、株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

（２）　当該取り組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、本プランは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

①　買収防衛策に関する指針等の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が 2005 年５月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値、株主共同の利益の確保、向上の原則、②事前開示、株主意思の原則、③必要性、相当性の原則）を完全に充足しています。また、本プランの策定に当たっては、企業価値研究会が 2008 年６月 30 日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等を踏まえております。

②　株主意思を重視するものであること

本プランは、株主の皆様の意思を反映させるため、本定時株主総会において議案としてお諮りする予定です。

また、上記三２.（２）「本プランの発動、不発動に係る手続」⑥にて記載したとおり、当社取締役会は、本プランで定めるとおり、本プランの発動の是非についても、株主意思確認総会において株主の皆様の意思を確認することができるものとしています。

加えて、上記三２.（５）「本プランの有効期間」にて記載したとおり、本プランには、有効期間

を２年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その各有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合、または②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

③　独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続的導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行なう機関として、企業価値評価委員会を設置いたします。

企業価値評価委員会は、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、(ⅰ)当社社外取締役、(ⅱ)当社社外監査役、または(ⅲ)社外の有識者のいずれかに該当する委員３名以上により構成されます（上記三２.(１)「本プランの概要」②にて記載したとおり、本プランの継続的導入当初における企業価値評価委員会の委員は、阿部清司氏、上總康行氏および中久保満昭氏の３名です。)。

当社株式に対して買付け等がなされた場合には、上記三２.(２)「本プランの発動、不発動に係る手続」にて記載したとおり、こうした企業価値評価委員会が、企業価値評価委員会規則に従い、当該買付け等が当社の企業価値、株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行ない、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行なうことといたします。

このように、企業価値評価委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行なうことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値、株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行なわれる仕組みが確保されています。

④　合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記三２.(２)「本プランの発動、不発動に係る手続」⑤および三２.(３)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤　第三者専門家の意見の取得

上記三２.(２)「本プランの発動、不発動に係る手続」④にて記載したとおり、買付け者等が出現すると、企業価値評価委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることが

できることとされています。これにより、企業価値評価委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑥　デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記三２.（６）「本プランの廃止および変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

五　株主の皆様への影響

１．　本プランの継続的導入時に株主の皆様に与える影響

本プランの継続的導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行なわれませんので、株主および投資家の皆様の権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

２．　本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に与える影響

（１）　本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会または当社株主意思確認総会において、本新株予約権無償割当て決議を行なった場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様（以下、「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

なお、一旦、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記三２.（２）「本プランの発動、不発動に係る手続」⑤イ．に記載した企業価値評価委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予

約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間の初日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、１株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、１株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行なった投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

（２）本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、特定買付け者等の法的権利および経済的側面において形式的な不利益は生じることが想定されますが、この場合であっても、特定買付け者等以外の株主の皆様につきましては、形式的な意味におきましても、その有する当社の株式に係る法的権利および経済的側面において格別の損失を被る事態は想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様に当社株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社株式の記録が行なわれるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

（３） 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行なうための振替口座等の必要事項、ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものといたします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権１個当たり１円を下限とし、当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、１個の本新株予約権につき、原則として１株の当社株式が発行されることになります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払い込みを行なわなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記(4)に記載するところに従って特定買付け者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、特定買付け者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払い込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権を行使する場合には、行使の結果交付される当社株式の記録を行なうための振替口座として、特別口座以外の口座をお知らせいただく必要がございますので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、予め証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご注意下さい。

（4） 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、特定買付け者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式をかかる株主の皆様に交付することがあります。この場合、特定買付け者等以外の株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定買付け者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、その他の本新株予約権の取得に関する事項等について規定される場合には、当社は、かかる規定に従った措置を講じることがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細等につきましては、本新株予約権の無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以　上

別紙１

企業価値評価委員会規則の概要

１．　企業価値評価委員会は当社取締役会の決議により設置される。

２．　企業価値評価委員会の委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、(ⅰ)当社社外取締役、(ⅱ)当社社外監査役、または(ⅲ)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、就任に際し、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で書面により締結した者でなければならない。

３．　企業価値評価委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議によって別段の定めをしたときはこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった企業価値評価委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、企業価値評価委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。

４．　企業価値評価委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この企業価値評価委員会の勧告を最大限尊重して、会社法上の機関としての決議を行なう（ただし、(1)に定める本新株予約権の無償割当ての実施につき、株主意思確認総会において別段の決議がなされた場合には、当該決議に従う。）。なお、企業価値評価委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上に資するか否かの観点からこれを行なうことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

（１）　本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
（２）　本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
（３）　その他当社取締役会が企業価値評価委員会に諮問した事項

５．　上記に定めるところに加え、企業価値評価委員会は、以下の各号に記載される事項を行なう。

（１）　本プランの対象となる買付け等への該当性の判断
（２）　買付け者等および当社取締役会が企業価値評価委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
（３）　買付け者等の買付け等の内容の精査、検討
（４）　自らまたは当社取締役会等を通じた買付け者等との交渉、協議
（５）　代替案の提出の要求、代替案の検討
（６）　企業価値評価委員会検討期間の延長、再延長
（７）　本プランの修正または変更に係る承認
（８）　その他本プランにおいて企業価値評価委員会が行なうことができると定められた事項
（９）　当社取締役会が別途企業価値評価委員会が行なうことができるものと定めた事項

６．　企業価値評価委員会は、買付け者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提供するよう求める。また、企業価値評価委員会は、買付け者等から買付説明書および企業価値評価委員会が追加的に提供を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付け者等の買付け等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案（もしあれば）その他企業価値評価委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提供するよう要求することができる。

７．　企業価値評価委員会は、必要があれば、直接または当社取締役会等を通して間接に、当社の企業価値、株主共同の利益の確保、向上という観点から買付け者等の買付け等の内容を改善させるために、買付け者等と協議、交渉を行なうものとし、また、株主に対して当社取締役会の代替案の提示等を行なうものとする。

８．　企業価値評価委員会は、必要な情報収集を行なうため、当社または当社グループの取締役、監査役、執行役員、理事、従業員その他企業価値評価委員会が必要と認める者の出席を要求し、企業価値評価委員会が求める事項に関する意見または説明を求めることができる。

９．　企業価値評価委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

10.　各企業価値評価委員会委員は、買付け等がなされた場合その他いつでも企業価値評価委員会を招集することができる。

11.　企業価値評価委員会の決議は、原則として、企業価値評価委員会の委員全員が出席（テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じ。）し、その過半数をもってこれを行なう。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、企業価値評価委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なうことができる。

以　上

別紙２

企業価値評価委員会委員就任予定者略歴

阿部清司（アベ セイジ）氏
昭和 63 年３月　司法修習終了
昭和 63 年４月　弁護士登録　淀屋橋法律事務所（現　弁護士法人淀屋橋法律事務所）入所
平成　５年１月　淀屋橋法律事務所（現　弁護士法人淀屋橋法律事務所）パートナー就任
平成 21 年１月　護士法人淀屋橋法律事務所設立に伴ない同法人運営委員就任（現任）
平成 21 年６月　当社監査役（現任）

上總康行（カズサ ヤスユキ）氏
昭和 53 年４月　名城大学商学部専任講師、その後、助教授、教授を歴任
平成　３年３月　京都大学経済学博士の学位取得
平成　８年４月　京都大学経済学部教授
平成　９年４月　京都大学大学院経済学研究科教授
平成 18 年１月　公認会計士試験委員
平成 19 年４月　福井県立大学経済学部教授、京都大学名誉教授（現任）
平成 20 年４月　福井県立大学地域経済研究所所長
平成 21 年４月　福井県立大学特任教授
平成 24 年４月　公益財団法人メルコ学術振興財団　代表理事（現任）
平成 24 年６月　株式会社メルコホールディングス　監査役（現任）

中久保満昭（ナカクボ ミツアキ）氏
平成　７年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会）
平成　７年４月　あさひ法律事務所入所
平成 13 年４月　あさひ法律事務所パートナー就任
平成 14 年10月　小松・狛・西川法律事務所との合併によるあさひ・狛法律事務所発足に伴ない
　　同事務所パートナー就任
平成 16 年４月～平成 18 年３月
　　第二東京弁護士会司法修習委員会副委員長
平成 19 年４月　（事務所名改称に伴ない）あさひ法律事務所パートナー（現任）
平成 20 年４月～平成 21 年３月
　　第二東京弁護士会常議員
平成 22 年５月　株式会社ファンケル　買収防衛策導入に伴なう独立委員会委員（現任）
平成 24 年４月　独立行政法人国際協力機構（JICA）契約監視委員会委員（現任）

以　上

別添

当社株式の保有状況の概要

2013年3月31日現在

順位	上位株主名	株数	議決権比率
1	日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	17,684,000	4.2
2	明治安田生命保険(相)	14,000,000	3.3
3	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口）	13,118,000	3.1
4	高知信用金庫	11,334,000	2.7
5	日本生命保険(相)	11,181,669	2.7
6	トヨタ自動車(株)	11,180,400	2.7
7	(株)三菱東京UFJ銀行	9,327,335	2.2
8	(株)京都銀行	7,740,348	1.8
9	三井住友信託銀行(株)	7,354,000	1.7
10	(株)三井住友銀行	7,108,517	1.7

(注)議決権比率は、少数第1位未満を切り捨てて表示しております。